

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和7年3月12日（水） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	谷 本 隆 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

（令和7年3月12日（水）午後3時30分から午後4時38分）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議題 8 号 新見市 I C T 教育指導員設置要綱の制定について

議第 9 号 新見市 I C T 教育支援員設置要綱の一部改正について

後藤教育長 それでは 6 の議事に移ります。

議第 8 号、9 号は、一括説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 それではお願いします。

宗政課長 ではまず、議第 8 号、新見市 I C T 教育指導員設置要綱の制定について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

I C T 教育指導員につきましては、小中学校における I C T 利活用の推進及び教職員の I C T 活用能力の育成を図ることを目的とし、令和 2 年度から配置しております。現在 3 名の I C T 教育指導員が I C T を活用した教育の提案や、プログラミング教育のサポートの業務に当たっているところでございます。I C T 教育指導員の配置基準等を規定する要綱が未整備であったため、新たに設置要綱を制定するものであります。ご審議の程よろしく願いいたします。

続いて、議第 9 号、新見市 I C T 教育支援員設置要綱の一部改正について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

改正の内容ですが、現行の設置要綱のうち、まず第3条の活動内容に、第6号、「前項に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項」を加えることとしております。これは学校の校務DX化に伴う支援要請が増加してきている現状から、必要に応じて対応を可能とするものであります。

また第4条の「任用」、第1項中、「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第3号中、「任期」を「任用期間」に改め、ただし書を削っております。これは会計年度任用職員の任用制度に適した記述に改めるため改正するものでございます。詳細につきましては、2ページの新旧対照表でご覧いただけたらと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

後藤教育長

議第8号の要綱につきましては、事前にお送りし、お目通しをお願いしておりましたが、委員の皆さんから何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員

議第9号の対照表なんですけど、4条の3のところで、「任用期間」というところが変更になっていて、「再任は妨げない」というふうな文言は消えたというところは、これは「任用期間」というのは、「再任」というのを含んでいるから、消されてるということでしょうか。

宗政課長

ただし書のところが削られた理由としましては、会計年度任用職員は、年度ごとの任用で、その年の人事評価によって、次年度の任用が決まってくるということで、もちろん再任される場合もあるんですが、そういった任用形態であるということで、そこを削除するということになっています。

三上委員

ありがとうございます。

後藤教育長

外にご質疑ありますでしょうか。

松井職務代理者

議第8号について、事前に資料を送っていただきましたので、見せていただきました。

まず1つは、文言的なことなんですけれども、第3条「次に掲げる事項を行う。」のうち、「(4) ICT機器及びシステムに関する問い合わせ」というのがあります。これは議第9号の、第3条(2)にも同じような文言がありますけれども、これを読むと、指導員は問い合わせを行うのですか。指導員のひとかは、そういう問い合わせがあった場合に、それに対応するのが仕事ではないかというふうに思ったものですから。そのところは例えば、「問い合わせに対する対応」あるいは「回答」とか、そういったようなのが適当なのではないかなと

いうふうに思いました。

それから「(6) ICT機器及びシステムの導入及び運用」のところで、「及び」が非常に近いところに2回使われているのが、実は文脈を混乱させる元になって、こういう場合は例えば「～や」とか、「並び」とか、そういうようなもので変化をつけて、どちらを統括する「及び」になるのかということを明確にさせるというのが、書き方だというふうに私は理解しているんですけども、その点についてはどうなのかということが2点目です。

それから、3点目ですけども、ICT教育指導員の「目的」のところに、「専門的技術や最新知識を有するICT教育指導員」というふうにありますけれども、この「専門的技術や最新知識を有する」ということについて、何らかの基準であるとか資格であるとか、そういったようなものを想定されているのかどうか。例えば、パソコン検定とか、MOSと言うんですか、マイクロソフトオフィスとか、そういったようなことを何か想定しておられるのか、それとも何か教育委員会として研修を受けたとか、あるいは職歴とかそういったようなところで、そういう技術とか知識を判断されるのかというところをちょっとお伺いしたいのと、この教育指導員の方の仕事というのは大変重要で、しかもICT教育と言うからには学校教育についての理解、それから、その学校の授業の実態、生徒の実態、そういったものを理解しながら進めていくというのは非常に重要だろうと思うんですけども、そういう意味で、初めから会計年度任用職員というふうな前提になっているのはどういうことなのかな、もっとこういう仕事っていうのは継続的にこなわれていく必要があるのではないかというふうな気もするものですから、ちょっとその辺りのお考えをお聞きしたい。例えば、国とか県からの予算の都合上、これは会計年度任用職員でなければいけないのだということになれば、もうそれはそれで結構なんですけれども。

以上、お願いします。

宗政課長

まず1点目のご質問の第4号の「問い合わせ」というところですが、これは松井委員さんがおっしゃられたとおり、少し言葉足らずだと思います。業務内容としては、学校からの問い合わせに対して回答していくというところですので、少し言葉を足した方が良いかと思います。それから第6号の「及び」が2回あるところも、どちらかを「や」に変える形での表記の方が明確になるかなというふうに感じております。

それから、「専門的な技術や最新知識を有する」というところで、基準ということなんですけど、これにつきましては、現在このICT教育指導として雇用しているのが3名おりまして、3名とも中学校の元教員の方がしてくださっております。在職中に、学校の方でプログラ

ミング教育の指導をしていらっしゃる、それから I C T 機器の活用に長けていらっしゃる方などです。この I C T 教育指導員の方は、もう一方の支援員の業務と大きく違うところは、教職の経験を生かしていただいて、実際の授業づくりや教科指導というところにウエイトを置いた業務に当たってくださっていますので、教職経験があるというところが専門性の意義として大きいのかなと思っています。

それから、I C T 教育指導は継続的におこなわれるもので、なぜ会計年度任用職員かというところなのですが、現在、この職を担当してくださっている方は、皆さんもう退職をされた後の先生方です。今後、そういった方ではなくて、退職前の方が任用される可能性も勿論あると思うんですが、現状としては、もう退職をされた方が会計年度として任用されているという状況であるということでございます。

忠田課長

補足をさせていただきますと、今学校教育課長がお答えしましたけれども、本市の職員の採用に関しましては、通常的一般職の方とか専門職の募集もしております。各所属で必要な知識、専門的な知識を有する職員につきましては、正規職員で採用できれば一番良いのですが、それでもなかなかそこまで予算的な事情でありますとか、色々なことがございまして、従前ですと嘱託職員というふうな、地方公務員法第 3 条の規定に基づく嘱託職員が専門的な知識を持たれた方、それから、事務職につきましては、地方公務員法の第 2 2 条に規定する臨時的任用職員というふうなことで、必要に応じて採用をしていたというふうな状況になっております。これが地方公務員法の改正に伴って、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員に一本化されまして、一般職の職員というふうなことで、期限の定めのない職員なのか、任期を定めた職員なのかというふうな、二本立てで採用されているという現状があります。こちらの I C T 教育指導員につきましては、専門的な知識を有する職員ということで、ちょっと正規職員での採用がなかなか難しい状況がありますので、全庁的な形で、そういう専門職につきましては、会計年度任用職員という任期を定めた形で採用しているという状況でございます。

補足でございました。

松井職務代理者

ありがとうございました。

後藤教育長

外にご質疑ありますでしょうか。

長谷川委員

現状 3 名いらっしゃるということなんですが、これは定数みたいなものはあるんですか。

宗政課長

定数というものはございません。今、この 3 人の I C T 教育指導員

と、それから３名のＩＣＴ教育支援員とで、業務は共通する部分と、指導員の方のみおこなっている業務というのがあるんですが、この６名で小中学校２０校をローテーションを組んで業務にあたる形で、現時点では足りていると言いますか、回っている状況ですので、またこちらの業務の方が増えてきて、人手が足りないということになれば、そのニーズに合わせて、また、採用人数も足していく必要があるかなと考えております。

長谷川委員

分かりました。

後藤教育長

外にご質疑ありますでしょうか。

忠田課長

先程、議第８号の松井職務代理者からご指摘がありました第３条第４号のところで、「ＩＣＴ機器及びシステムに関する問い合わせ」の後につきましては、変えさせていただくということで、「ＩＣＴ機器及びシステムに関する問い合わせへの対応」というふうなことで修正をさせていただきたいと思います。

それからもう１つ、６号については、「及び」の使い方でありますけれども、「導入」と「運用」の間に、「・」を入れさせていただくのが良いのかなというふうに思いますので、「ＩＣＴ機器及びシステムの導入・運用に関する各種制度の教職員への周知及び運用」というふうな形で修正をさせていただければと思います。

後藤教育長

よろしいでしょうか。申し訳ございませんでした。
それでは、議第８号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

（はいの声）

後藤教育長

それでは、議第８号は承認とさせていただければと思います。
続いて、議第９号の要綱について質問があればよろしく願います。

各委員

（なしの声）

後藤教育長

無いようですので、第９号、新見市ＩＣＴ教育支援員設置要綱の一部改正について、承認としてよろしいか。

各委員

（はいの声）

後藤教育長

ありがとうございます。
では、議第９号は承認いたします。

議第 10 号 新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

後藤教育長

それでは議第 10 号について、説明をお願いします。

宗政課長

議第 10 号、新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

改正の内容ですが、現行の設置要綱のうち、まず第 7 条、「報酬及びその計算」の第 1 項中、「28 万円」を「33 万 5 千円」に、「30 万円」を「34 万 5 千円」に、「32 万 5 千円」を「35 万 5 千円」に、「33 万円」を「36 万円」に改め、同条第 2 項中、「10 日」を「15 日」に改めるものです。

次に、第 15 条「特別休暇」の第 1 項中、第 9 号において、「小学校就学の始期に達するまでの子」を、「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に、それから「看護」を、「看護等」に改めるものでございます。これは、JET プログラムの就業規則の改定に伴い、新見市招致外国青年任用規則の一部を改正するものであります。詳細につきましては、2 ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか。

三上委員

招致外国青年とはどういうものを教えてください。

宗政課長

招致外国青年というのはいわゆる ALT と言いまして、小中学校の英語の授業で入って下さっている外国人の先生方のことです。

後藤教育長

よろしいでしょうか。

三上委員

ありがとうございました。

後藤教育長

外にご質疑ありますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

無いようですので、議第 10 号、新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について承認としてよろしいか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第 10 号は承認いたします。

議第 11 号 新見市学校 2 学期制検討委員会設置要綱の廃止について

後藤教育長

それでは議第 11 号について、説明をお願いします。

宗政課長

議第 11 号、新見市学校 2 学期制検討委員会設置要綱の廃止について説明をさせていただきます。それでは、資料をご覧ください。

新見市における 2 学期制は、平成 26 年度まで小中学校において実施されておりました。本設置要綱は、2 学期制の成果や諸課題を検証し、対応を協議することを目的とし設置されておりましたが、現在は 3 学期制を実施しており、2 学期制に係る事務が終了していることから、設置要綱を廃止するものであります。詳細につきましては、資料 2 ページでご確認いただけたらと思います。

ご審議の程よろしく願いいたします。

後藤教育長

委員の皆さんから何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

検討委員会について、その役目を終えたということについては良いのですが、そもそも 2 学期制とか 3 学期制というのは、これは市立学校は全部一律なんですか。というのが、学校毎に特色を持って、例えば 2 学期制を実施するであるとか、そういったようなことは許されていないのか。例えば、今度新たに小中一貫校を設置しますけれども、そういうような場合に、例えば 2 学期制を実施するんだとか、そういったようなことはもう出来ないというのは、市立小中学校については、原則というか、法律で決まっていることなのではないでしょうか。

宗政課長

学校管理規則の中に、現在の新見市内の小中学校の学期がいつからいつなのかというところが定められておりますので、これはもう市内の学校全てに適用される規則として設置されているので、原則 20 校は全て同じ学期制でおこなうという考えかと思います。

後藤教育長

よろしゅうございますか。

松井職務代理者

分かりました。

宗政課長

法律上は、必ず市内に全ての学校が 2 学期制でおこなわなければならないという仕組みはないようですが、現状としては、全ての学校が同じ 3 学期制をとっているという形です。

後藤教育長

再質疑ありますか。

松井職務代理者	学校管理規則で定められているというのは、理解しました。例えば、学校管理規則など、私の知る限りはですけれども、始業日とか休業日とか定めがありますよね。ところが学校の、置かれている特性によって、例えば夏休みを短縮して行うであるとか、冬休みを長くするとか、運用があるように理解をしているんですけど、そういうところも管理規則で定めてあるのですか。それともそれは、各学校の独自のということで行われているのでしょうか。
宗政課長	学校管理規則の中にそれぞれの学期の期間について定めがあって、学期と学期の間のところは長期休業になっていると思うのですが、基本的にはどの学校も同じ日が終業式で同じ日が始業式でという形になっております。ただ、学校のそれぞれの事情ですとか、いろいろなことによって、そこは弾力的に多少変更しておこなっていると認めるケースもあると認識しています。
後藤教育長	弾力的な運用ということでご理解いただけますでしょうか。
松井職務代理者	はい。
後藤教育長	他にご質疑ありますでしょうか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	無いようですので、議第 11 号は承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。 議第 11 号については承認いたします。

議第 12 号 新見市のびのび体験活動推進協議会設置要綱の廃止について 後藤教育長	それでは議第 12 号について、説明をお願いします。
--	----------------------------

宗政課長	議第 12 号、新見市のびのび体験活動推進協議会設置要綱の廃止について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。 新見市のびのび体験活動推進協議会は、平成 21 年 5 月に新見市立明新小学校職員、PTA 役員、新見市教育委員会学校教育課職員で構成され、本市の豊かな体験活動推進事業を実施するために設置されておりましたが、平成 25 年 3 月 31 日をもって、明新小学校が閉校となり、事業に係る事務を終了するため、推進協議会設置要綱を廃止するものでございます。詳細につきましては、2 ページでご確認いただ
------	---

	けたらと思います。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑ありますか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	無いようですので、議第 1 2 号、新見市のびの体験活動推進協議会設置要綱の廃止については、承認としてよろしいか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。 では議第 1 2 号は、承認といたします。
議第 1 3 号	新見市社会教育委員の委嘱について
議第 1 4 号	新見市人権教育推進員の委嘱について
議第 1 5 号	新見市立図書館協議会委員の委嘱について
議第 1 6 号	新見市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱について
後藤教育長	続きまして、議第 1 3 号から議第 1 6 号までは一括の説明をお願いをいたします。
吉岡課長	議第 1 3 号、新見市社会教育委員の委嘱について、ご説明させていただきます。 新見市社会教育委員は、社会教育に関する専門的知見を持つ方々のご意見を社会教育行政に反映するため、教育委員会の諮問機関として、社会教育法第 1 5 条の規定により委嘱しております。委員は 5 名以内で任期は 2 年としており、現委員は本年 3 月末で任期満了となっております。 つきましては、資料 1 ページの名簿の方々を次期新見市社会教育委員として委嘱するものです。 なお、委員の内訳は、新任が 2 名、再任が 3 名で、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。 次に、議第 1 4 号新見市人権教育推進員の委嘱についてご説明させていただきます。 新見市人権教育推進委員は、市民一人一人の人権意識の向上と、差別や偏見の無い明るい地域社会を作ることを目的に委嘱されており、委員は 2 2 名以内で、任期は 2 年としており、現委員は本年 3 月までで任期満了となります。 つきましては、各公民館長から推薦のあった資料 1 ページの名簿の方々を次期新見市人権教育推進委員として任命するものです。

なお、委員の内訳は、新任が6名、再任が16名で、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

続きまして、議第15号、新見市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

新見市図書館協議会は、図書館の運営に関して、館長の諮問に応じるとともに、図書館でおこなう図書館奉仕に関して、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条の規定により設置しております。委員は10名以内で、任期が2年としており、現委員の任期は本年3月末で期間満了となります。

つきましては、資料1ページの名簿の方々を、次期図書館協議会委員として委嘱するもので、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

なお、空白になっております社会教育委員の議長及び小学校長会の図書館教育担当は、新年度になり次第決定し、委嘱したいと思います。

次に、議第16号、新見市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

新見市文化財保存活用地域計画策定協議会は、文化財保存活用地域計画策定にあたり、文化財法第183条の9の規定により設置しております。文化財保存活用地域計画は、令和4年から6年の3ヵ年で策定の予定でしたが、協議の都合などで、策定期間が令和7年度に延長となりました。

つきましては、資料1ページの名簿の方々を引き続き同協議会委員として委嘱するものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

それでは、まず議第13号について、委員の皆様からご質問ありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

無いようですので、議第13号、新見市社会教育委員の委嘱については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第13号は承認といたします。

続きまして、議第14号について、委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長 それでは無いようですので、議第 14 号、新見市人権教育推進委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 ありがとうございます。では、議第 14 号は承認といたします。
続きまして、議第 15 号について、委員の皆さんから何かご質疑はありますでしょうか。

各委員 (なしの声)

後藤教育長 無いようですので、議第 15 号、新見市図書館協議会委員の委嘱については承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 ありがとうございます。では、第 15 号は承認といたします。
続きまして、議第 16 号について、ご質疑ありますか。

各委員 (なしの声)

後藤教育長 無いようですので、議第 16 号、新見市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱については承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 ありがとうございます。では、議第 16 号については承認といたします。

議第 17 号 新見市子ども体験活動・ボランティア活動支援センター要綱の廃止について
後藤教育長 続いて、議第 17 号の説明をお願いいたします。

吉岡課長 議第 17 号、新見市子ども体験活動・ボランティア活動支援センター要綱の廃止について、ご説明させていただきます。

本要綱は合併以前の要綱を、新市に引き継いだもので、本日まで運用されておらず、今後も運用することはないことから、本要綱を廃止するものです。

なお、平成 4 年度からは、新見市社会福祉協議会で、子ども体験活動、ボランティア活動を支援する事業がおこなわれております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

議第 17 号についてご質疑ありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

無いようですので、議第 17 号新見市子ども体験活動・ボランティア活動支援センター要綱の廃止については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第 17 号については承認といたします。

議第 18 号 新見市立小中学校統廃合に伴う学校誌及び記念碑作成補助金交付要綱の一部改正について

後藤教育長

議第 18 号について、説明をお願いします。

忠田課長

議第 18 号、新見市立小中学校統廃合に伴う学校誌及び記念碑作成補助金交付要綱の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の 1 ページの新旧対照表をご覧ください。

令和 8 年度の学校統廃合に伴いまして、令和 7 年度末をもって千屋小学校及び神郷北小学校が閉校となります。閉校に伴う記念碑の設置でありますとか、学校誌の作成に際しましては、本要綱の規定により補助金を交付しておりますが、本要綱につきましては、平成 17 年の制定以来、改正がおこなわれていない状況になっておりました。現行の規定では補助の対象を、学校誌及び記念碑作成に要した経費とし、対象の期間を、第 4 条に規定しております、「市と学区民が統合の合意をした日から統合年度の翌々年度末まで」、そして補助額の上限を「60 万円」、申請回数の上限を「2 回まで」と定めております。過去の補助金の交付の実態といたしましては、閉校までに記念碑を設置し、記念碑に補助金の上限額となる 60 万円を充当、そして翌年度以降に作成される学校誌につきましては、作成主体の方で自己負担でおこなっていたというのが実例となっておりました。近年の物価高騰でありますとか、人件費の高騰等を鑑みまして、また補助金をより活用し易くする方法等について、内部検討をおこないまして、本要綱を改正する必要があるのではないかという判断に至りましたので、この度、提案をさせていただいているものでございます。

改正の内容といたしましては、学校誌及び記念碑作成に要した経費を合わせて上限 60 万円というふうに補助額の規定をしておりまし

たけれども、この度の改正では、記念碑の上限を60万円、学校誌の上限を40万円と差別化し、補助額の上限を100万円に引き上げるという内容にしております。また、申請につきましても、それぞれ1回、申請できるというふうなことで改正をさせていただいております。

このことによりまして、閉校年度に記念碑を、また、翌年度以降に学校誌の作成にあたる補助を各々明確に区分をして執行できるようになるものと考えておりまして、申請者にとりましても、補助金がより活用し易いものになるのではないかと考えております。

また、制度の改正に併せまして、関係様式について、一部だけお付けをしておりますが、申請の様式に「学校誌作成事業」でありますとか、「記念碑作成事業」ということで、区別をして申請が出来るように所要の改正をおこなっているものでございます。

また併せて、本市の押印の廃止規程に伴いまして、申請者側から出させていただく書類に押印の欄がございましたので、こちらも併せて削除の改正をさせていただくというふうなものになっております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

後藤教育長

はい。委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは無いようですので、議第18号、新見市立小中学校統廃合に伴う学校誌及び記念碑作成補助金交付要綱の一部改正については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第18号は承認といたします。

報第1号 新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則について

後藤教育長

それでは、次に報第1号の説明をお願いします。

忠田課長

報第1号、新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

2月の教育委員会の時に、連絡をさせていただきましたが、3月の教育委員会につきましては、県教委の関係の内申の審議をしていただくということで、事前に臨時会と定例会を分けて開催するお知らせをさせていただいておりました。それに合わせて、そうした会が実施で

きるような形で、例規の改正をおこないまして、3月の教育委員会で報告させていただきますというふうな伝えをしておったかと思います。その件に関しまして、ご報告という形になりますけれども、ご説明をさせていただきます。

市町村立学校に配置をされます県費負担教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項の規定によりまして、「市町村教育委員会の内申をまって、都道府県教育委員会が任命その他の進退を行う」こととされており、本市では、例年、教育委員会3月の定例会において、内申に係る審議をおこなっております。教育委員会の審議をする際に、この案件につきましては、学校教育課以外の職員が事務説明のために出席しておりました職員が退席をしておこなっていたというふうなことでございますけれども、先程申し上げましたとおり、その理事会を開催するにあたって学校教育課の方が、ご案内のところから議事録の作成まで、全ての所掌事務を学校教育課が所掌できるような形で、例規の改正をさせていただくというふうなことで、これが適切なやり方ではないかという内部での審議結果になりましたので、この度規則を改正させていただき、報告をさせていただくものでございます。

新旧対照表では各々6条のところで、各課各係が所掌する事務を列記した表になっておりますけれども、第6条の中で、「学校教育課」の「学事係」の欄になりますが、そちらの4号を改正をさせていただくということで、右側の改正案をご覧いただければ、「教育委員会会議（県費負担教職員人事の内申に係るものに限る）に関すること」と、この内申に関することに限りまして、学校教育課の方で、この教育委員会の会議が所掌できるという形で例規の改正をさせていただいております。

なお、左側の現行の要綱にございます、「市負担教職員の人事に関すること」というのは、これは合併後、新見南小学校ができる時に、統合条件の中でクラス数を減らさないというふうなことで、県費の負担教職員が配置できない部分を市費の負担で、教職員を配置するというふうなことで、それ用の規則を定めて、県費の職員と同様の処遇で給与等を支給できるような規則が定めておりました。それは確か4年間位だったと思うんですが、その状態が解消されたということで、この「市費負担教職員に関する給与及び勤務条件等に関する規則」がもう廃止をされておりますので、この度その部分を削除をし、改めさせていただいてるという状況でございます。

ご報告になりますけれども、以上でございます。

後藤教育長

はい。ただ今の報告につきまして、委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは以上で、議事を終了いたします。

7 閉 会

後藤教育長

3月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時38分)